

# JIS

## 断熱建材畳床

JIS A 5914 : 2023

(J-CHIF/JSA)

令和 5 年 6 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

## 日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	松 橋 隆 治	東京大学
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	木 村 一 弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	倉 片 憲 治	早稲田大学
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清 家 剛	東京大学
	高 辻 利 之	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	千 葉 光 一	関西学院大学
	寺 澤 富 雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	渡 田 滋 彦	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	中 川 梓	一般財団法人日本規格協会
	久 田 真	東北大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	神戸大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
	山 田 陽 滋	豊田工業高等専門学校
	和 辻 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 2.7.1 改正：令和 5.6.20

官 報 掲 載 日：令和 5.6.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会

(〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町 2-17-8 浜町平和ビル TEL 03-5640-0901)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類	2
5 品質	3
5.1 外観	3
5.2 寸法の許容差, 縦糸の間隔, 縫目間隔及び質量	3
5.3 性能	5
6 構造	7
7 材料及び製造	9
7.1 材料	9
7.2 製造	9
8 試験	10
8.1 試験の一般条件	10
8.2 数値の丸め方	10
8.3 外観	10
8.4 寸法, 糸間隔及び質量の測定	10
8.5 含水率	11
8.6 たわみ試験	11
8.7 局部圧縮試験	12
9 熱抵抗試験及び熱抵抗の表示値	13
10 検査	13
11 製品の呼び方	14
12 表示	15
附属書 A (規定) 熱抵抗の算出	16
附属書 B (規定) 畳床の製造に使用する縫糸	19
解 説	20

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会（J-CHIF）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS A 5914:2018** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、令和 6 年 6 月 19 日までの間は、産業標準化法第 30 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS A 5914:2018** を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

## 断熱建材畳床

## Insulation material TATAMIDOKO

## 1 適用範囲

この規格は、断熱建材であるタタミボード及び／又は押出法ポリスチレンフォーム断熱材を材料として製造した断熱建材畳床（以下、畳床という。）について規定する。ただし、この規格で規定する厚さ 50 mm 未満の畳床は、平らな面の上に設置して用いるものに適用する。

注り この規格で規定する厚さ 50 mm 未満の畳床は、根太の上などではなく、面で支えることのできる下地上に設置して用いることを意味している。

## 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS A 1412-1 熱絶縁材の熱抵抗及び熱伝導率の測定方法－第 1 部：保護熱板法（GHP 法）

JIS A 1412-2 熱絶縁材の熱抵抗及び熱伝導率の測定方法－第 2 部：熱流計法（HFM 法）

JIS A 5905 繊維板

JIS A 9521 建築用断熱材

JIS B 7503 ダイアルゲージ

JIS B 7512 鋼製巻尺

JIS G 3452 配管用炭素鋼鋼管

JIS P 3401 クラフト紙

JIS Z 1533 ポリオレフィンクロス用フラットヤーン

JIS Z 8401 数値の丸め方

JIS Z 8703 試験場所の標準状態

日本農林規格（JAS） 普通合板

## 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

## 3.1

## 保護材

タタミボードの繊維の毛羽立ち及びその飛散を防止するため、その表面に使用する保護材料